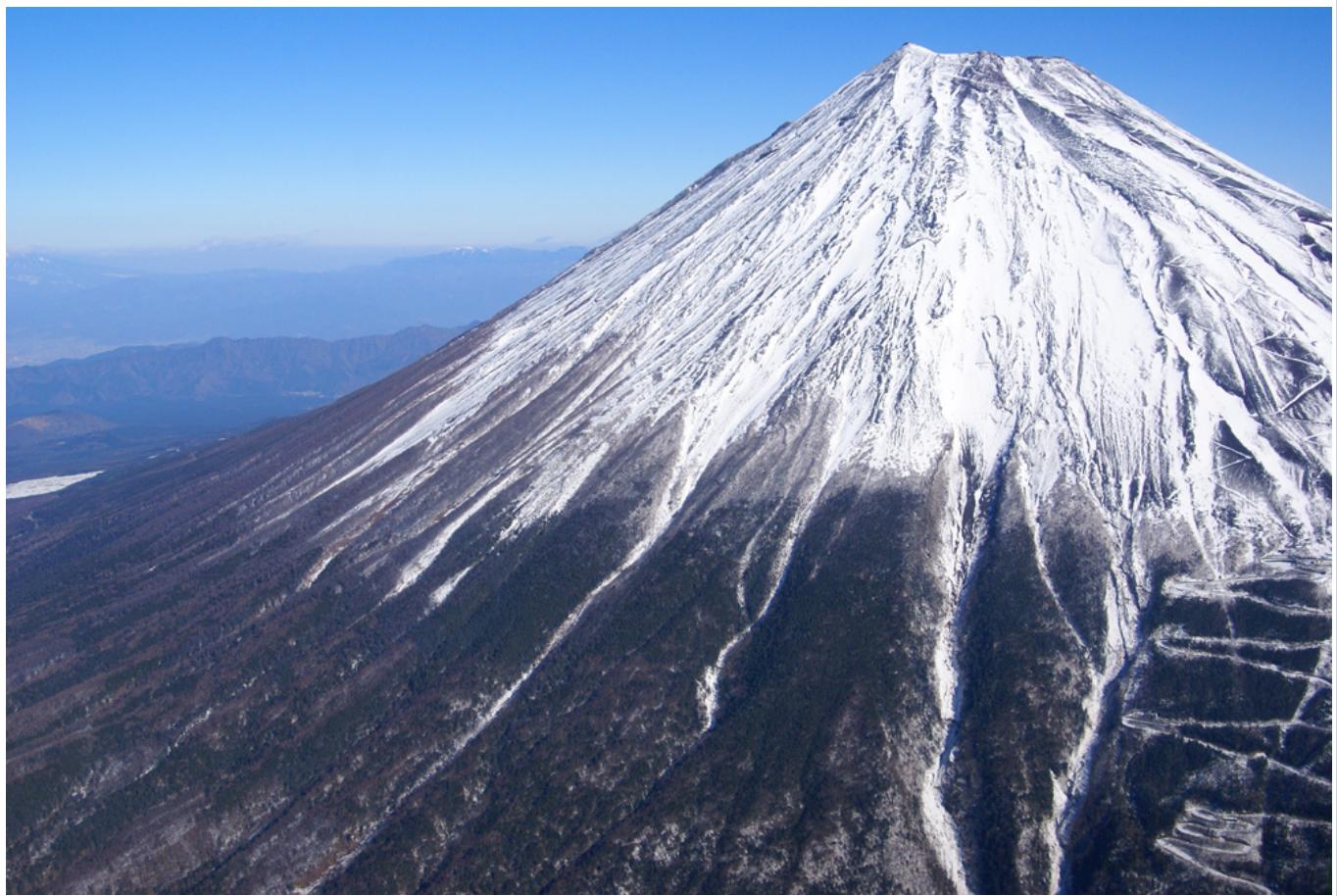


ふじのくに 「有徳の人」づくり大綱

— 社会総がかりの教育の実現に向けて —

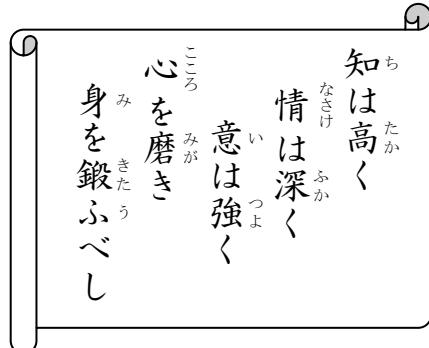


平成28年2月

静岡県

はじめに

静岡県の目標は「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」です。原点は日本のシンボル・富士山です。“ふじのくに”とは静岡県の自称ですが、日本のことでもあり、日本のための国づくりもあります。国づくりの基礎は、一にも二にも、人材です。



富士の字は「富」を「土」が支えています。「土」とは徳のある人のことです。古典『大学』に「徳あれば、人あり。人あれば、土あり。土あれば、財あり。財あれば、用あり。徳は本なり、財は末なり。」とあります。豊かな富は徳のある人に支えられなければならない、という古(いにしえ)の教えです。それは「富士」の字に体現されています。

目指すのは、靈峰・富士の姿のように、気品をたたえ、調和した人格をもつ「土」すなわち「有徳の人」の育成です。有徳の人を育む柱は「教育」です。

人はその知性・感性・身体能力を万遍なく伸ばすことが肝要です。それゆえ、学問を尊び、スポーツに親しみ、芸術を愛するという「文・武・芸の三道の鼎立」を推進します。

子供は大人の背中を見て育ちます。大人は子供から見習われるべき存在でなければなりません。大人の一人ひとりが子供から尊敬されるように努めるのは、学校の先生はもとより、すべての大人の責任です。

地域の教育を、学校の先生にだけまかせるのではなく、「地域の子供は地域の大人が育てる」という決意の下、地域社会の大人が一丸となって、地域ぐるみ・社会総がかりで子供を教育する、という形に変えなければなりません。

静岡県は、富士山を筆頭に、沢山の世界水準の資源群に恵まれています。世界の中の“ふじのくに”という自覚をもち、後進の者を教育するために、大人は自らを磨く精進を怠らないでおきましょう。

富士山を擁する、この豊かな大地に良き人材が集い、この大地から優れた人材が輩出する“ふじのくに”的実現を、いざもろともに、推進してまいりましょう。

平成28年2月23日（富士山の日）

静岡県知事 川勝平太

大綱の位置付け等

1 大綱の位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本県の教育の目標や施策の基本方針を、県民の皆様にわかりやすく伝えるため、新たに策定したものです。

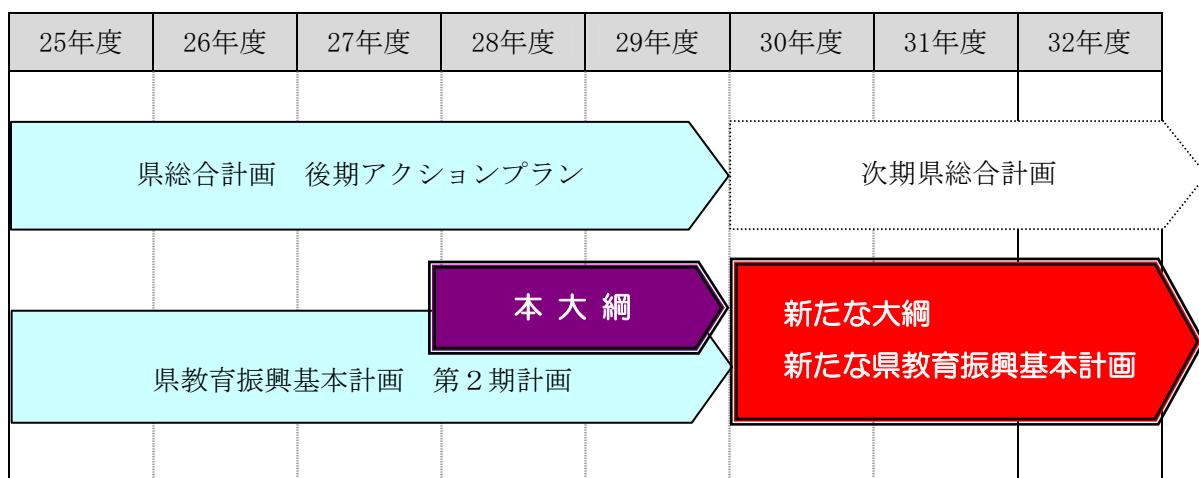
本県の最上位計画である「静岡県総合計画富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン後期アクションプラン（以下「県総合計画」という。）」における教育、学術、文化等に関する部分、及び、「静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン（以下「県教育振興基本計画」という。）第2期計画」に、静岡県総合教育会議の意見等を反映させたもので、県教育振興基本計画の上位に位置付けられます。

なお、静岡県文化振興基本計画、静岡県スポーツ推進計画、静岡県子ども読書活動推進計画等、県の教育、文化、スポーツ等の各分野別計画とも関連するものです。

2 大綱の期間

本大綱の期間は、県総合計画及び県教育振興基本計画第2期計画の計画期間である平成29年度までとします。

平成30年度以降は、新たな県総合計画の策定に併せて、新たな大綱（教育に関する基本理念）と県教育振興基本計画（教育に関する基本施策）を策定することとします。



“ふじのくに”における教育の基本理念

1 本県教育の基本目標

静岡県は、「富国有徳の理想郷 “ふじのくに” づくり」を県政運営の基本理念として掲げています。“ふじのくに” づくりの礎は何といっても人材であり、人材を育成するための柱は教育です。

そこで、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し、行動する人を徳のある人、すなわち「有徳の人」と捉え、“ふじのくに” の未来を担う「有徳の人」の育成を進めていきます。

「有徳の人」とは…

- ① 自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人
- ② 多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする人
- ③ 社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人



2 「有徳の人」づくりに向けた基本姿勢

「有徳の人」の育成を進めるに当たっては、一人一人の能力、適性、意欲、成長に応じ、それぞれが持つ優れた資質を生涯にわたって十分に伸ばしていく教育を、社会全体で進めていくことが必要です。

そこで、学問、スポーツ、芸術という「文・武・芸」それぞれの分野で、一人一人の能力を伸ばす教育を実現していきます。

そして、幼児教育から学校、社会での学びなど、子供から大人まで人生のそれぞれのライフステージや地域の実情に応じた、多彩な学びの場の充実を図る「縦の接続」を推進していきます。

また、親から子へ、大人から子供へ世代を超えて、地域の文化や伝統を継承するなど「地域の子供は地域の人が育てる」という意識の下、全ての人が子供たちの模範となり、家庭、学校、地域、職場などがそれぞれの役割を果たし、互いに学びを支え合う「横の連携」による教育を社会総がかりで進めていきます。

“ふじのくに”における教育の基本理念を全ての県民が共有し、社会全体で「有徳の人」づくりに取り組むため、ここに「有徳の人」づくり宣言をします。

「有徳の人」づくり宣言

教育における地方創生を実現し、気品をたたえ、調和した人格をもち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさとともに実現する「有徳の人」を育成するため、

一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。

一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。

一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現します。

「有徳の人」づくりに向けた重点取組方針

「有徳の人」づくりのため特に重要な次の事項について、本大綱の期間中、県と県教育委員会が一体となって重点的に取り組んでいきます。

○ 「確かな学力」の育成

子供たちの主体的な学習態度を育成し、基礎的、基本的な知識・技能の習得とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図ります。

○ 教職員及び高校生の国際化の推進

グローバル人材の育成のため、指導者の国際化を進め、より広い視野を持った教職員を養成するとともに、全ての高校生が卒業時までに海外渡航等を経験できるような取組を進めます。

○ 「新しい実学」の奨励

一人一人の能力や適性、意欲に応じた多様で柔軟な教育を、特に義務教育修了後においてより一層展開するため、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツなどの分野で若者の才能を伸ばす実践的な学問としての「新しい実学」を奨励します。

○ 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

ふるさと“ふじのくに”の伝統と歴史に培われた文化力を再認識し、多彩で魅力ある文化の創出や継承に取り組むとともに、ライフステージに応じ生涯を通じて誰もがスポーツに親しみ技量を高められる環境づくりを推進します。

○ 高等教育の充実

県内高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元を進めるとともに、留学生の積極的な受入れや社会人の学び直しへの対応を促進するなど、魅力ある高等教育、学術の振興を図ります。

○ 家庭における教育力の向上

子供の人格形成を幼児期から育む環境をつくるため、地域ぐるみで家庭における基本的な生活習慣や学習習慣、モラルやマナー、豊かな人間性の育成を支援し、教育の原点である家庭の教育力向上を図ります。

○ 地域人材の活用

学校と地域社会の連携を図るとともに、学校及び社会教育活動等の多様化と充実を図るため、人材情報データベースの整備等を通じ、地域人材、外部人材の積極的な活用を図ります。

○ 「命を守る教育」の推進

家庭、学校、地域、行政の連携による防災、防犯、交通安全の取組や知識の習得を進めるとともに、子供たちが自ら危険を予測し回避できる力を育成する「命を守る教育」を推進します。

(参考) 県教育振興基本計画第2期計画の施策体系

県教育振興基本計画 第2期計画 基本計画部分

富国有徳の理想郷 “ふじのくに”づくり
～ポスト東京時代の日本の理想郷を創る～

「有徳の人」づくり

「有徳の人」を育む生涯学習社会の基盤づくりを推進します。

第1章 生涯学習社会の形成

- 1 生涯学習推進体制の充実と教育施設の整備
- 2 生涯学習社会を支える指導者の養成
- 3 共生社会を支える人権文化の推進
- 4 新しい時代を展望した教育行政の推進

「有徳の人」を育むライフステージに応じた学びの場の充実を図ります。

第2章 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進

- 1 幼児期の教育の充実
- 2 青少年期の教育の充実
- 3 高等教育の充実
- 4 成年期以降の教育の充実

「有徳の人」を様々な人との関わり合いの中で育成します。

第3章 社会総がかりで取り組む人づくりの推進

- 1 連携・協働による学校教育の充実
- 2 連携・協働による家庭教育・社会教育の充実

「有徳の人」を育む文化・スポーツを振興します。

第4章 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

- 1 ふるさと“ふじのくに”的多彩な文化の創出と継承
- 2 スポーツに親しむ環境づくりの推進

「有徳の人」を求める未来社会からの要請に応えます。

第5章 現代の重要課題に対応した教育の推進

- 1 持続可能な社会の形成
- 2 高度情報社会への対応
- 3 多文化共生社会の形成
- 4 知識基盤社会と科学・技術の発展への対応
- 5 「命を守る教育」の推進
- 6 人と人とを結ぶ新たなコミュニティの創造



Shizuoka Prefecture

静岡県文化・観光部総合教育局総合教育課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-3764 FAX 054-221-2905

県ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/>